

広島県告示第五百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

				区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地
				土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				広島県安佐南区伴東五丁目、同区伴東七丁目及び同区伴東町地内
三 八六一〇〇	二 八六一〇〇	一 八六一〇〇						
崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の				表区域示の		
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり						
				区域の名称		土砂災害特別警戒区域		土砂災害特別警戒区域
				土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				土砂災害特別警戒区域
三 八六一〇〇	二 八六一〇〇	一 八六一〇〇						
崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の						
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				号)三律の土砂災害防止対策を規定する区域等ににおける規則(平成四十一年政令第八十号)で定める事項		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。